



新型コロナウイルス感染症にかかり一定期間給与を受けられなかった方に傷病手当金を支給します

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルスに感染するなどして4日以上連続して会社を休まざるをえなくなり、その間に給与の支払いを受けられなかった方に、申請により傷病手当金を支給します。

■対象期間：R 2/1/1～R 3/3/31

■支給額：直近3カ月の1日当たりの給与の3分の2

☎国民健康保険課(第二庁舎1階)▷国民健康保険加入の方…☎963-9154、▷後期高齢者医療制度加入の方…☎963-9170



原付バイク等の変更手続きについて

原付バイクなどの軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日の所有者に課税されます。盗難・譲渡・廃棄などの理由で所有しなくなった原付バイクなどは、速やかに廃車または名義変更の手続きをしてください。

また、軽自動車や125ccを超える2輪車を県外で廃車または名義変更した場合は、軽自動車税(種別割)申告書(旧市町村用)を下記へお送りください。

☎市民税課(第三庁舎3階)☎963-9145



休日納税窓口を開きます

■日時：3/7(日)・21(日)・4/4(日)、9:00～15:00

■場所：収納課

■内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の納付や納税相談

*窓口の混雑状況によってはお待ちいただく場合があります

☎収納課(第二庁舎3階)☎963-9142



国保税を年金からの差し引きにより納付予定の方へ 納付方法が選択できます

国民健康保険税を、6月以降、新たに年金からの差し引き(特別徴収)でご納付いただく予定の方に、納付方法選択についての通知を発送します。年金からの差し引きを希望しない場合

は、口座振替での納付に変更することができますので、期日までにご申請ください。

■対象：国民健康保険税を、6月以降、新たに年金からの差し引きでご納付いただく予定の方

■申込み：変更を希望する方は下記へご連絡ください。申請書類を郵送でお送りします。3/31(水)までに、国民健康保険課へご返送ください。期日を過ぎた場合は、年金からの差し引きの停止時期が8月以降となります

☎国民健康保険課(第二庁舎1階)☎963-9146



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、下記に該当する場合は、申請により保険税(保険料)が減免されます。

■対象：次の①または②に該当する世帯

対象	減免割合
①主たる生計維持者が死亡または重とくな傷病を負った	全額
②令和2年の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)が減少し、次のア～ウのすべてに該当する方 ア. 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少している イ. 令和元年の所得の合計額(合計所得金額)が1,000万円以下 ウ. 減少した事業収入等以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下	一定の要件に応じて 2割～全額

■申請：3/31(水)まで(必着)に申請書など必要書類を郵送で下記へ。減免対象や申請書類について、詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、後期高齢者医療保険料については、原則、納期限到来後の減免申請はできません

*新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、原則郵送での受け付けとします

☎国民健康保険課(第二庁舎1階)▷国民健康保険税の減免について…保険担当☎963-9146、▷後期高齢者医療保険料の減免について…後期

高齢者医療担当☎963-9170



埼玉県受動喫煙防止条例が施行されます

令和3年4月1日から、「埼玉県受動喫煙防止条例」が施行されます。これにより、他人に受動喫煙を生じさせないことが県民の責務となるほか、既存特定飲食提供施設(※)が喫煙可能室を設置するには、健康増進法の要件に加え、従業員を雇用していない場合またはすべての従業員から承諾を得た場合に限られます。

喫煙可能室を設置した場合は、法に基づく届け出のほか、条例に基づく届け出を市民健康課に提出してください。

詳しくは、県または市ホームページをご覧ください。

* (※)…既存特定飲食提供施設とは、令和2年(2020年)4月1日時点で営業している客席面積が100㎡以下の飲食店で、法人にあっては資本金または出資の総額が5,000万円以下の店舗のこと

☎市民健康課☎960-1100



「住居確保給付金」の再支給(特例措置)を行います

新型コロナウイルス感染症に係る特例措置として、住居確保給付金の再支給を行います。

■対象：平成27年4月1日以降に住居確保給付金を受給し、すでに受給が終了した方で一定の要件に該当する方

■申込み：3/31(水)までに、「生活自立相談よりそい」へご申請ください。申請する前に、受給対象の可否について、電話で下記へご確認ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。右記の二次元コードからもご覧いただけます



☎生活自立相談よりそい(生活福祉課内(第三庁舎2階))☎963-9212

令和2年度国民健康保険税の第10期の納期限は3月31日(水)です。納付方法は、金融機関等での窓口払・口座振替のほかに、各スマートフォン決済アプリを利用した電子納付があります。

申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限を4月15日(木)まで延長します

日時	場所	入場整理券配布時間
3/15(月)まで *越谷税務署庁舎での申告相談は行いません	イオンレイクタウンカゼ3階イオンホール	9:00から(1階E入口)
3/16(火)～4/15(木)	越谷税務署庁舎	8:30から

* 9:00～16:00。土曜・日曜日を除く

* 会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布するほか、国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

* すべての入場整理券を配布した場合など、配布状況によっては後日の来場をお願いする場合があります

* 確定申告会場へ来場する場合は、マスクの着用をお願いします

* 入場の際に検温を実施します。せき・発熱などの症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります

☎越谷税務署(赤山町5-7-47)☎965-8111

令和3年度市・県民税の申告期限を4月15日(木)まで延長します

所得税の申告期限と同様に、市・県民税の申告期限も4月15日(木)まで延長します。なお、税務署に所得税の確定申告をした方は、市・県民税の申告は不要です。受け付け時間や会場などは右表のとおりです。十分な申告期間を確保し、申告会場の混雑回避の徹底を図ります。申告会場に来場を予定している方は、手洗い、マスクの着用などの感染予防のための取り組みにご協力をお願いします。

受付期間	会場
3/15(月)まで	第二庁舎5階会議室B・C
3/16(火)～4/15(木)	第二庁舎5階会議室B

* 9:00～16:00。土曜・日曜日を除く

感染予防対策のため市・県民税の申告は郵送で行うことができます

より効果的な感染拡大防止のための取り組みとして、郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。詳しくは、申告書と一緒に送りした「令和3年度(令和2年分)市民税・県民税の申告について」をご覧ください。

* 令和3年度市・県民税の課税(非課税)証明書などの交付は6月中旬以降になりますが、3月16日以降に本市で市・県民税の申告を行い、または税務署で別途申告期限等の延長が行われている所得税の確定申告を行った場合は、当該申告内容の反映が間に合わない可能性があります。このことにより、国民健康保険税および介護保険料等について税額等に変更が生じることがあります

☎市民税課(第三庁舎3階)☎963-9144